

「いばらきの旅とうまいもの展 in 水戸」出展者募集要項

茨城県中小企業団体中央会

1. 趣旨・目的

令和5年10月1日から12月31日にかけて国内最大規模の観光キャンペーン「茨城デスティネーションキャンペーン」が開催されている。

そこで、この取組みを活用し、本会会員の事業活動の促進を図るために展示販売会を開催する。

2. 催事名

いばらきの旅とうまいもの展 in 水戸

3. 主催

茨城県中小企業団体中央会

4. 後援（予定）

茨城県 JR 東日本水戸支社

5. 開催日時及び場所

(1) 日時 令和5年12月10日（日）～14日（木）[5日間]

11:00～20:00（予定）

(2) 場所 水戸市宮町1-1-1「水戸駅改札前臨時売店」

6. 出展対象者

本会の会員である以下の団体を対象とする。

- (1) 飲食物品（清酒、ワイン、ほしいも、納豆、菓子、水産加工品、食肉加工品等）を製造、販売する事業者で構成された団体
- (2) 青果物（野菜、果物）を生産、販売する事業者で構成された団体
- (3) ホテル、旅館を営む事業者で構成された団体

7. 出展品等

- (1) 飲食物品（清酒、ワイン、ほしいも、納豆、菓子、水産加工品、食肉加工品等）の展示販売、パンフレット等の配布等
- (2) 青果物（野菜、果物）の展示販売、パンフレット等の配布等
- (3) ホテル、旅館及び観光地等のPR

8. 出展手数料

売上高（税込）の15%

※出展料の一部とその他の諸経費は本会が負担する。

9. 出展者数

1日あたり最大7団体程度とする。

※なお、出展者数および出展日数については、申込時に希望をとった上で、本会が調整する。

10. 出展要件

- (1) 団体及びその団体に所属する事業者が茨城県内に主たる事業所又は本社を有すること。
- (2) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構

成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）。反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者。反社会的勢力を不当に利用していると認められる者。反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (5) 飲食料品製造業は、食品衛生法、J A S 法（日本農林規格等に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及び JIS 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。

11. 出展概要

(1) 催事会場スペースの規格

- ・ 4,800mm×4,800mm（正方形）・・・別紙参照

(2) 什器、備品等

以下の什器、備品等は本会が用意する。

- ・ 平台（W1,200mm×D800mm×H700mm） ※原則、1 出展者あたり 1 台とする。
- ・ 冷蔵ケース ※1 日最大 3 台とし、申込状況に応じて調整する。
- ・ 集合レジ関連（レジ台、レジスター、クレジット端末等）
- ・ 催事名を記載したのぼり、サイネージ、パネル、ビニール袋等

(3) 装飾

- ・ 各スペース内の装飾は出展者が行うこと。

(4) 接客

- ・ 接客担当者は出展者が用意した上で、その担当者が常駐し、接客や商品の補充等を行うこと。

(5) 諸経費の負担

- ・ 商品陳列に伴う備品やスペース内の装飾、搬出入に伴う送料や駐車料金、接客常駐者の人件費及び旅費等は出展者が負担すること。

(6) 会計

- ・ 集合レジ 1 台とし、レジ担当者は本会が用意する。
- ・ その他、釣銭、売上（入金）管理等は本会が行う。

(7) 精算方法

- ・ 売上金額は 2 月 16 日（金）までに本会から出展者指定の口座に振込む。

12. 会場の設営・撤去

(1) 設営時間 9：00～10：45

(2) 撤去時間 20：00（予定）～

- ・ 会場の設営・撤去は毎日行う。（会場⇄専用倉庫間を移動）それに伴い、会場への商品等残地は不可。
- ・ 2 日以上継続して出展する場合は、専用倉庫での保管可能。（冷蔵ケースを使用する商品含む。）

13. 商品等の搬入

- (1) 搬入場所 水戸駅改札前臨時売店
- (2) 搬入時間 9:00～10:00（搬入後、陳列および装飾を10:45までに完了させること。）

- ・ 出展者が出展当日に直接、会場へ搬入すること。
- ・ 搬入は原則、持参による方法とする。

※搬入専用駐車場の利用可能。ただし、搬入後は速やかに周辺の駐車場に車両を移動させること。

- ・ 配送による方法も可とするが、設営時間内に到着しない可能性があるため注意すること。
- ・ ハンドブレーキ付きの台車を使用すること。（※貸出用は3台のみ。）

【配送先】

〒310-0015 水戸市宮町1-1-1 JR水戸駅

「(株)JR東日本クロスステーション 水戸駅改札前臨時売店」 宛

14. 商品等の搬出

- (1) 搬出場所 水戸駅改札前臨時売店
- (2) 搬出時間 20:00～

- ・ 出展者が搬出すること。なお、搬入時と同様に車両を使用する場合は、専用駐車場の利用可能。
- ・ 配送する場合は、出展者が必要な備品を準備し、手続き等を行うこと。
- ・ 2日以上継続して出展する場合は、専用倉庫での保管可能。（冷蔵ケースを使用する商品含む。）

15. 出展申込

別添「出展申込書」に必要事項を記載の上、**令和5年10月27日（金）まで**にFAX又はメールでお申し込みください。

※申込は出展する団体の構成員毎に提出してください。他の構成員の商品を出展することも可能です。

16. その他（注意事項等）

- ・ 出展申込締切り後、申込状況に応じて出展者数及び出展日を調整する場合があります。
- ・ 出展に際し以下を各自で準備、作成いただき、本会が確認した上で、管理者（(株)JR東日本クロスステーションリテールカンパニー水戸支店）に提出します。
 - ①プライスカード
 - ②レジ登録申請書（商品名、JANコード等の商品情報をレジに反映させるためのエクセルシート）
 - ③催事取扱商品一覧（特定原材料、商品表示ラベル等を確認するためのエクセルシート）※②・③のエクセルシートは別途、送付します。
- ・ 販売できる商品は「容器包装されている商品」かつ、食品表示法（特定原材料等27品目の表示等）に則った一括表示ラベルが商品に貼り付いていることが必須です。
※ただし、青果物については、加工食品でないため、容器包装しなくても構いません。
- ・ 会場内でのパック詰めや調理行為（加温、加熱等）は禁止です。
- ・ 試食、試飲については、希望者からその内容をヒアリングし、管理者および保健所と協議した上で、可否を判断します。
- ・ 酒類販売に伴う届出は出展者が手続きを行ってください。
- ・ 本会はいかなる場合においても、出展スペース内並びに出展者及びその従業員・関係者等に関する盗

難、紛失、損傷、天災等不可抗力による事故、傷害、損傷等に対し、一切の責任を負いません。

- ・11月初旬に、上記書類作成時の注意点や提出期限、搬入搬出ルート等、本催事に関する説明会を実施します。

16. お問い合わせ・お申込み先

〒310-0801

茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

茨城県中小企業団体中央会 振興課（担当：柏）

TEL:029-224-8030 / FAX:029-224-6446

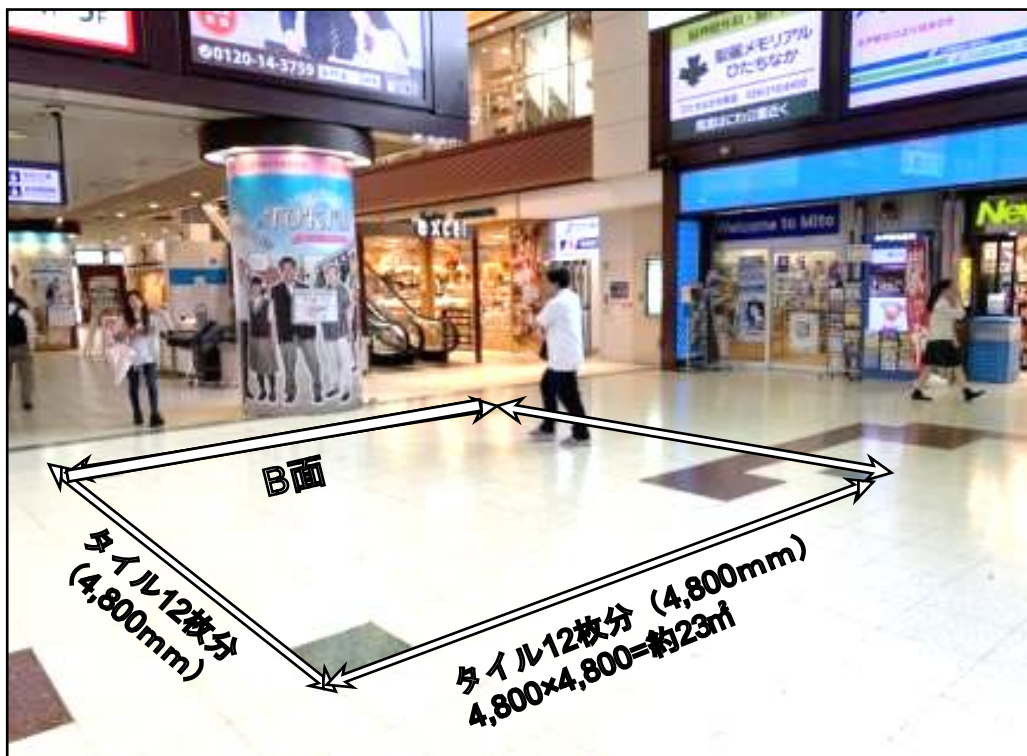
MAIL : shinko@chuoukai-ibaraki.jp

別紙

【水戸駅構内図】



【いばらきの旅とうまいもの展 会場規格】



【催事例】

